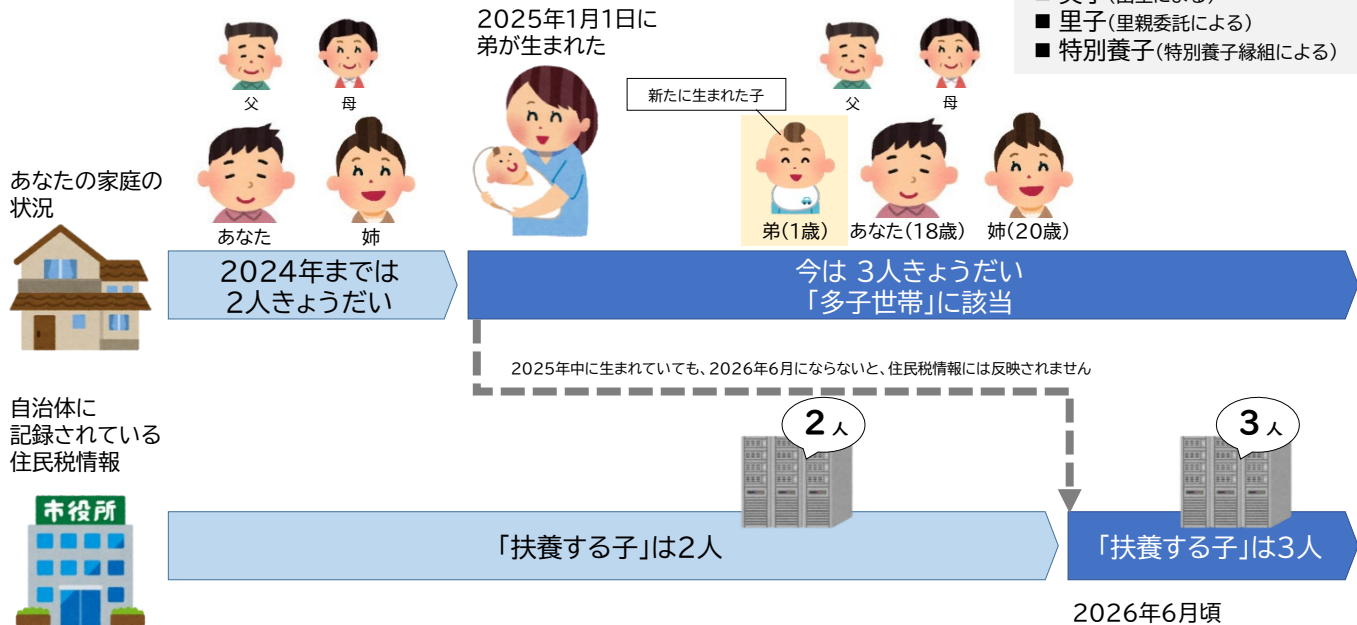


「新たに生まれた子等*」が住民税情報に反映されるまでには、時間がかかります。

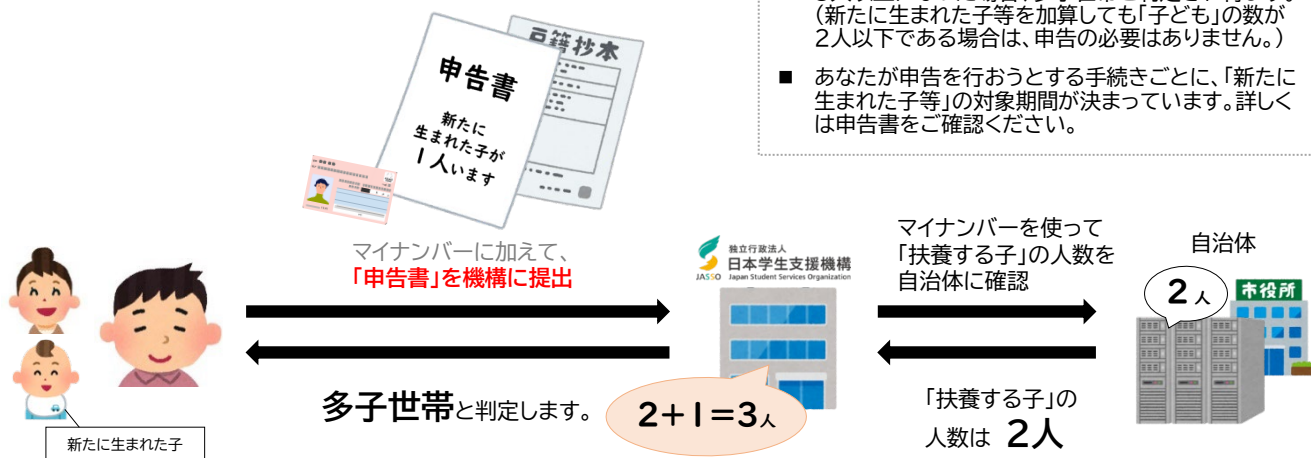
*「新たに生まれた子等」には、次の者が含まれます。

- 実子(出生による)
- 里子(里親委託による)
- 特別養子(特別養子縁組による)



あなたの生計維持者に新たに生まれた子等を「子ども」の数に加算するには、「申告書」の提出が必要です。

- 新たに生まれた子等を加算した結果、「子ども」の数が3人以上になった場合、多子世帯と判定されます。(新たに生まれた子等を加算しても「子ども」の数が2人以下である場合は、申告の必要はありません。)
- あなたが申告を行うとする手続きごとに、「新たに生まれた子等」の対象期間が決まっています。詳しくは申告書をご確認ください。



もし、「申告書」を提出しないと…多子世帯ではないと判定されます。

